

岩手県告示第245号

振動規制法（昭和51年法律第64号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による地域、法第4条第1項の規定による規制基準、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下「府令」という。）別表第1の付表の第1号に該当する区域並びに府令別表第2の備考1の区域及び備考2の時間を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行し、振動規制法の規定による地域及び規制基準等（昭和53年岩手県告示第335号）は、平成24年3月31日限り、廃止する。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 法第3条第1項の規定による地域 別表第1の左欄に掲げる町及び村の区域のうち同表の中欄及び右欄に掲げる地域
- 2 法第4条第1項の規定による規制基準 別表第2のとおり。
- 3 府令別表第1の付表の第1号に該当する区域 別表第1の左欄に掲げる町及び村の区域に属する同表の中欄及び右欄に掲げる地域の区域のうち次に掲げる地域の区域
 - (1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
 - (2) 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
 - (3) 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 - (4) 工業地域内に所在する次に掲げる施設（別表第2の備考2において「学校等施設」という。）の敷地の周囲80メートルの区域内の工業地域
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
 - ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - エ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - オ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- 4 (1) 府令別表第2の備考1の区域
 - ア 第1種区域 別表第1の左欄に掲げる町及び村の区域のうち同表の中欄に掲げる地域の区域
 - イ 第2種区域 別表第1の左欄に掲げる町及び村の区域のうち同表の右欄に掲げる地域の区域
- (2) 府令別表第2の備考2の時間 別表第2の昼間欄及び夜間欄に掲げる時間

別表第1

雫石町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村、一戸町	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
--	---	------------------------

備考1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として平成22年5月28日現在において同法の規定により定められている地域をいう。

2 関係図面は、岩手県環境生活部環境保全課及び関係町村役場に備えておいて縦覧に供する。

別表第2

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前7時から午後8時まで)	夜間 (午後8時から翌日の午前7時まで)
----------------	----------------------	-------------------------

第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考1 この表において、第1種区域とは別表第1の中欄に掲げる地域の区域をいい、第2種区域とは同表の右欄に掲げる地域の区域をいう。

- 2 第1種区域及び第2種区域内に所在する学校等施設の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準値は、昼間欄及び夜間欄に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。